

【E01】 現先取引の扱いの明確化

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none">・ 現先取引は、将来の特定の日付に、同一または類似の資産を固定価格で買い戻す約束の下に、証券またはその他資産を特定の価格で販売することに関する取決めである（金スワップを含む）¹。・ 現先取引の対象となる証券から便益を得るのは取引後も当該証券の原所有者であり、証券資産の経済的所有権は移転しない。このため、現先取引は、資金提供者から見て、担保付き貸付として扱う。<u>現先取引の対象となる証券が、貸し手（資金提供者）により転売される可能性を認識し、転売された場合、二重計上を避けるために貸し手に負の資産を記録する。</u>	<ul style="list-style-type: none">・ 現先取引（金スワップを含む）については、資金提供者から見て、担保付き貸付として扱う。 （資金提供者（貸し手）による現先取引の対象証券の転売は、暗に存在しないものと扱われている。）

① 2008SNA への対応で求められる事項

- ・ 資金提供者（貸し手）による現先取引の対象資産の転売の可能性を踏まえ、転売が行われた場合には、二重計上を避けるために、貸し手に担保資産の売却価額と同額の負の資産を計上する。

② 主要計数への影響（概念上）

- ・ なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・ 現行 JSNA では、基礎統計である「資金循環統計（日本銀行）」（以下「資金循環統計」という。）と整合的な形で現先取引を扱っており、担保資産が転売される場合は貸し手に負の資産を計上している。例えば、現行 JSNA では 1998 年度末のディーラー・ブローカーの国債（資産）残高に、－8.2 兆円が計上されている。なお、金スワップについては基礎統計が存在しないことから対応していない。

3. 検討の方向性

- ・ 次回基準改定における対応の考え方

<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている（一部）>

- ・ 2. のとおり、現行 JSNA でも「資金循環統計」と同様、現先取引の対象となる証券が転売された場合は資金提供者（証券の借手）に負の資産を計上しており、2008SNA の勧告に沿った対応がなされている。
- ・ 一方、金スワップの一般の市場での取引の存在は我が国では確認されていない。また、中央政府や中央銀行の金スワップについては、基礎統計の制約によりその有無も含めて

¹ 金スワップは、金と外国為替の交換。現先取引の概念には、このほか、現金を担保とした債券の貸借取引である現金担保付債券貸借取引も含まれる。

データが把握できないため対応不可能と整理する。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・「資金循環統計」では、上記2. のとおり、金スワップを除き本勧告に対応済み。

<諸外国における対応状況>

- ・オーストラリア
現先取引については、担保付き貸付としてではなく、証券の売買として扱っている（買戻し条件がある一種の金融派生商品取引）。

(参考) 2008SNA における現先取引の記録方法

- ・ A と B で現先取引を行う。B は証券を担保として資金（現金）を借り入れた扱いとなるため、証券は B に計上される（ただし、実際には証券は A が担保として保有）。
- ・ A が C（第三者）に担保として受け入れた証券を転売した。A の証券は元々 0 であるため、C に証券を新規計上すると証券の合計が 200 となる。そこで、A の証券は -100 と記録し、証券の合計（黄色）は 100 で変わらないようにする。

	A	B	C	合計
	貸手 借手	借手 貸手	第三者	
取引前 (資産)				
現金	100	0	100	200
貸付金	0	0	0	0
証券 (負債)	0	100	0	100
借入金	0	0	0	0
AとBで現先取引 (資産)				
現金	0	100	100	200
貸付金	100	0	0	100
証券 (負債)	0	100	0	100
借入金	0	100	0	100
AからCへ証券転売 (資産)				
現金	100	100	0	200
貸付金	100	0	0	100
証券 (負債)	-100	100	100	100
借入金	0	100	0	100

【E02】雇用者ストックオプションの取扱い

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱いの概要
<ul style="list-style-type: none">・雇用者ストックオプションを雇用者報酬に含め、それに対応して金融勘定に記録する。・具体的には、雇用者ストックオプションの価値は権利付与日の時点で計測する。その価値は、権利確定日における株式の市場価格と行使価格の差額とし、可能ならば、その額を権利付与日から権利確定日までの期間にわたって雇用者報酬に記録するとともに、金融勘定において家計の資産、雇主企業の負債として記録する（不可能であれば権利確定日に記録する。）。・雇用者ストックオプションは、権利確定の段階で、金融勘定の「金融派生商品・雇用者ストックオプション」として計上され、権利行使がなされるまで記録する。権利行使の段階で、「金融派生商品・雇用者ストックオプション」から「株式」に振り替える。・権利確定日以降の価値の変化は¹、雇用者の保有利得・損失として、再評価勘定に記録。 <p>※2008SNA マニュアルにおいて、雇用者ストックオプションとは、「所与の日付（権利付与日（grant date））になされる取決めであり、定められた日付（権利確定日（vesting date））またはその後一定の期間内（権利行使期間（exercise period））のいずれかにおいて、雇用者が雇主企業の株式について所与の株数を予め定められた価格（行使価格（strike price））で購入することができるもの」と位置付けられている。</p>	<p>（雇用者ストックオプションの取扱いに関する指針はない）</p>



① 2008SNA への対応で求められる事項

- ・新たに雇用者ストックオプションの価値を捕捉し、実物勘定において雇用者報酬の一部として記録するとともに、金融勘定の「金融派生商品・雇用者ストックオプション」（「金融派生商品」から名称変更）等に計上する。

② 主要計数への影響（概念上）

- ・GDP への影響はない（雇用者報酬の増加分は、営業余剰の減少で相殺）。
- ・家計貯蓄率については、家計可処分所得の増加を通じた上昇要因。

2. 現行 JSNA での取扱い

- ・現行 JSNA では、雇用者ストックオプションについては、捕捉・計上を行っていない。

¹ 権利付与日と権利確定日の間の価値の変化については、2008SNA マニュアルでは、原則としては雇用者報酬に記録するとされている一方、実務上は、その間の株式の市場価格と行使価格の差の変動は再評価勘定に記録するとされている（パラ 17.393）。

3. 検討の方向性

① 次期基準改定における対応の考え方

<○：2008SNA 勧告に沿って対応する（一部）>

- ・2008SNA マニュアルに沿って、雇用者ストックオプションの価値を新たに捕捉し、雇用者報酬の一部として計上するとともに、これに対応して金融勘定（資本調達勘定（金融取引）及び貸借対照表）にも計上する。その際、金融勘定では、（オプションが行使可能な状態に至っていない）権利付与から権利確定前までについては資産項目「その他」²として、（オプションが行使可能な状態にある）権利確定後については資産項目「雇用者ストックオプション」³として計上する。
- ・ただし、雇用者ストックオプションの価値の変化を再評価勘定へ計上するとの勧告については、企業会計基準においてストックオプションの公正価値が変動した場合も新株予約権の計上額は変更しない扱いとされているなど、基礎データに制約があることから対応を見送る⁴。

② 推計方法、試算値

- ・雇用者ストックオプションに関する基礎データは必ずしも十分ではないため⁵、企業の財務諸表における雇用者ストックオプションに係る残高データ（新株予約権）をもとに、一定のモデルケース（標準的な雇用者ストックオプション取引）を想定したうえで、フローの雇用者報酬の計数等を推計する。
- ・具体的には、「四半期別法人企業統計（財務省）」における「新株予約権」⁶（負債及び純資産側）残高の計数を用いて、雇用者報酬分の抽出（新規付与額（フロー）の特定）や、金融勘定における「その他」と「雇用者ストックオプション」の推計を行う⁷。
- ・暫定的な試算結果：雇用者報酬への影響は2007～2012年度で+0.01～0.02%程度。家計貯蓄率の押上げ要因はほぼゼロ。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・資金循環統計においては、2016年目途に行われる改定において、上記と整合的な形で、本勧告に対応する方向で検討を行っている。

² 資産分類「その他の金融資産・負債」の内訳。

³ 資産分類「金融派生商品・雇用者ストックオプション」（現行JSNAの「金融派生商品」から名称変更）の内訳。

⁴ 「その他」や「雇用者ストックオプション」の期末残高の変動のうち、取引額ではない部分は全て「調整勘定」のうち「その他の資産量変動勘定」に記録する。

⁵ 個別企業の財務データ等を利用する場合、四半期ベースのデータ入手が困難等の課題がある。

⁶ 企業は雇用者ストックオプションを付与する場合、その公正価値を算定し費用計上するが、その額が「新株予約権」として財務諸表上に計上されることが企業会計上決められている。「新株予約権」には雇用者ストックオプションの公正価値以外のものも含まれているが例外的であり、ここでは全額を雇用者ストックオプションの公正価値と捉えることとする。

⁷ 現行の雇用者ストックオプション制度は、商法改正により2002年から導入されたものであるが、基礎データ（「四半期別法人企業統計（財務省）」の「新株予約権」）の制約により、2007年第2四半期以降のみ推計可能。試算結果の水準からは、雇用者報酬等に与える影響は極めて小さいと考えられることもあり、それ以前の期間については推計を行わないこととする。

<諸外国における対応状況>

- ・オーストラリア

2009年に行われた2008SNA導入に伴い、本勧告に沿って所得及び金融勘定に計上している。

- ・カナダ

カナダ歳入庁が収集している所得の情報を利用して雇用者ストックオプションを推計している。記録時点は雇用者ストックオプションによる利益が確定した時点、すなわち権利行使時点であり、記録される所得も、行使時点における時価と権利行使価格との差額となっている。

参考文献

吉野克文[2011]「わが国の国民経済計算における雇用者ストックオプションの導入に向けて」、『季刊国民経済計算 No.145』

(参考1) 雇用者ストックオプション取引の時間的な流れと概念上の記録方法 (設例)

役職員に対して総額〔2〕の雇用者ストックオプションが付与され、役職員がそれを行使して総額〔5〕の株式を取得した場合を想定した記録方法

	ストックオプションの取引の流れ	付与対象となった役職員 (家計)	付与した企業 (法人企業)
権利付与日 (grant date)	雇用者ストックオプションの付与。	<ul style="list-style-type: none"> 雇用者報酬(受取)として記録。総額〔2〕を権利付与日から権利確定日までの期間に按分して記録。 金融資産「その他」取引額に同額が記録され、同残高として蓄積される。 	<ul style="list-style-type: none"> 雇用者報酬(支払)として総額〔2〕が権利付与日から権利確定日までの期間に按分されて記録される。 負債「その他」取引額として同額が記録され、同残高として蓄積される。
↓			
権利確定日 (vesting date)	一定期間の勤務を経て、権利が確定	<ul style="list-style-type: none"> 金融資産「その他」〔2〕は金融資産「雇用者ストックオプション」〔2〕に振り替えられ、取引額、残高として記録。 	<ul style="list-style-type: none"> 負債「その他」の〔2〕が同じく負債「雇用者ストックオプション」〔2〕に振り替えられ、取引額、残高として記録。
↓			
権利行使日 (exercise date)	任意の時点で権利を行使	<ul style="list-style-type: none"> 金融資産「雇用者ストックオプション」〔2〕及び金融資産「預金」〔3〕の残高が減少し、金融資産「株式」の残高が〔5〕増加する。それぞれの残高差を取引額として記録。 (総額〔5〕の株式を、自身の預金〔3〕を取り崩すことで購入する。これにより実質的に〔2〕の利益を得る。) 	<ul style="list-style-type: none"> 負債「雇用者ストックオプション」の残高が〔2〕減少、金融資産「預金」の残高が〔3〕増加し、負債側にある「株式」の残高が〔5〕増加する。それぞれの残高差を取引額として記録。
↓			
権利行使期限	この時点までに権利を行使しないと雇用者ストックオプションの権利を失効し、金融資産・負債残高としての「雇用者ストックオプション」がゼロになる(フローとしては調整勘定に記録される)。		

(注) 吉野〔2011〕より作成。

(参考2)

雇用者ストックオプションに関する試算方法

- ・雇用者ストックオプションに関する基礎データに制約があるため、企業の財務諸表のストックデータから一定のモデルを想定してフローの雇用者報酬の計数を推計する。
- ・具体的には、基礎データとして、「四半期別法人企業統計」(財務省)(以下、法季)における「新株予約権」(負債及び純資産側)残高の計数を用いる。(新株予約権＝雇用者ストックオプションの公正価値との仮定を置く)。
- ・法季における「新株予約権」の「当期末残高」をJSNA金融勘定における「その他」＋「雇用者ストックオプション」の残高、法季「新株予約権」の「当期末残高」と同一標本の「前期末残高」の差をJSNA金融勘定における「その他」＋「雇用者ストックオプション」の取引額とする。
- ・JSNA雇用者報酬分の推計(新規付与額(フロー)の特定)や、金融勘定における「その他」と「雇用者ストックオプション」の分割を行うに際し、下記のような一定のモデルを想定して推計を行う。

- (1) 雇用者ストックオプションの権利行使日は付与日から5年後の同じ日とする。ある雇用者ストックオプションが権利行使される日に、同じ条件の雇用者ストックオプションが新たに付与される。
- (2) 権利付与日から権利確定日までの期間は2年。
- (3) 権利付与日から権利確定日までの間、退職者は発生しない。
- (4) 権利確定日から権利行使日までの期間は3年。
- (5) 雇用者ストックオプションの公正価値は一定で推移。

[記録の例]

		権利付与日 (前期←&権利行使日)			権利確定日			権利行使日 (&権利付与日→翌期)
		06	07	08	09	10	11	
金融勘定	その他	取引額	1	1	-2			1
		残高	1	2	0			1
	雇用者ストックオプション	取引額	-2		2	0	0	-2
		残高	0		2	2	2	0
株式		2					2	
雇用者報酬		1	1				1	

<解説>

- ・06年に総額2の雇用者ストックオプションが付与される。これが雇用者報酬として06年と07年にそれぞれ1ずつ計上され、家計の金融資産取引及び企業の負債取引の「その他」にも同額が計上される。
- ・08年(付与後2年経過時点)に権利が確定する。この時、金融勘定における「その他」が「雇用者ストックオプション」に振り替わる。権利確定後の雇用者報酬の計上はゼロ。
- ・11年(権利確定日から3年経過時点)に権利行使。この時、「雇用者ストックオプション」は「株式」に振り替わる。

- ・上記モデルの5年の期間において、毎年別の企業グループにより同じ取引が繰り返されると仮定すると日本全体では次のようなイメージになる。

[一国全体のイメージ]

グループ	項目	年	06	07	08	09	10	11
A	その他	取引額	1	1	-2			1
		残高	1	2	0			1
	雇用者ストック オプション	取引額	-2		2	0	0	-2
		残高	0		2	2	2	0
B	その他	取引額		1	1	-2		
		残高		1	2	0		
	雇用者ストック オプション	取引額	0	-2		2	0	0
		残高	2	0		2	2	2
C	その他	取引額			1	1	-2	
		残高			1	2	0	
	雇用者ストック オプション	取引額	0	0	-2		2	0
		残高	2	2	0		2	2
D	その他	取引額	-2			1	1	-2
		残高	0			1	2	0
	雇用者ストック オプション	取引額	2	0	0	-2		2
		残高	2	2	2	0		2
E	その他	取引額	1	-2			1	1
		残高	2	0			1	2
	雇用者ストック オプション	取引額	2	0	0	0	-2	
		残高	2	2	2	0		

○ が付与された雇用者報酬

日本全体	その他	取引額	0	0	0	0	0	0
		残高	3	3	3	3	3	3
	雇用者ストック オプション	取引額	0	0	0	0	0	0
		残高	6	6	6	6	6	6

日本全体	新株予約権残高	9	9	9	9	9	9
	雇用者報酬	2	2	2	2	2	2

- ・ここから得られる下記の比率を利用して推計を行うこととする。
 - (1) 法季から得られる新株予約権（当四半期末残高）を JSNA における金融資産・負債の「その他」残高と「雇用者ストックオプション」残高に分割する比率は3：6。
 - (2) 法季の同一標本による「当期末残高－前期末残高」で計算される「新株予約権」の取引額を JSNA における金融資産・負債の「その他」取引額と「雇用者ストックオプション」取引額に分割する比率も3：6。
 - (3) (1)の法季から得られる新株予約権の当四半期末残高の5.6%（年間 2/9÷4）が JSNA における当四半期の雇用者報酬として計上されることとなる。ただし、その額が(2)の JSNA 金融資産・負債の「その他」取引額を下回る場合は、(2)「その他」取引額を雇用者報酬額とする⁸。

参考文献

吉野克文[2011]「わが国の国民経済計算における雇用者ストックオプションの導入に向けて」、『季刊国民経済計算 No. 145』

⁸ ここでの推計モデルによれば、少なくとも「その他」取引額以上のストックオプションの付与があったことになる。このため法季「新株予約権」の残高の5.6%として推計される雇用者報酬が(2)で求めた「その他」取引額を下回る場合には、雇用者報酬＝「その他」取引額として補正を行う必要がある。

【E03】ノン・パフォーミング貸付の扱いの精緻化

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱いの概要
<ul style="list-style-type: none"> ・ノン・パフォーミング貸付¹は、主勘定においては名目価値（残存元本の額面価額）で記録²し、利子は貸付が返済されるまで、もしくは、元本が償却されるまで発生していると記録する。 ・その上で、<u>債権者の貸借対照表のメモ項目として、ノン・パフォーミング貸付に係る①未収利息を含む残存元本の額面価額、及び②これらの貸付の市場価値を記載</u>する。 ・市場価値相当額は公正価格により近似される。公正価格は、類似資産の取引事例、キャッシュ・フローの現在価値、もしくは債権者の貸借対照表価額の、いずれかから推計する。これが不可能な場合、次善の策として、名目価値から期待損失を控除した値を記録する（パラ 13.67）。また、ノン・パフォーミング貸付に係る利子の受取を利子の「うち」として記録することも有益としている（パラ 11.130）。 ・上記メモ項目は、金融機関と一般政府は標準的な項目とみなされるが、それ以外の制度部門や海外については重要なもののみ記録する（パラ 13.68）。 <p>（なお、本課題は金融取引には影響しない）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付について名目価値で記録する（ノン・パフォーミング貸付の記録法についての指針は示されていない）。 ・延滞利子そのものについて別項目を立てる必要はないが、延滞利子が重要である場合にはメモ項目として記録することが有益であるかもしれないとしている（パラ 11.101）。



① 2008SNA への対応で求められる事項

- ・明確化されたノン・パフォーミング貸付の定義と記録方法を踏まえ、債権者部門の主勘定に貸付の名目価値を記録し、メモ項目として欄外に、ノン・パフォーミング貸付に係る①未収利息を含む残存元本の額面価額と、②これらの貸付の市場価値（または公正価値）を記載する。
- ・上記メモ項目は、金融機関と一般政府以外の債権者部門については重要なもののみ記録する。

② 主要計数への影響（概念上）

- ・なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・現行 JSNA においては、民間金融機関（一部金融機関を除く）の貸出について、公正価値

¹ 2008SNA マニュアルにおいては、ノン・パフォーミング貸付の一般的な定義として、「①利子や元本の支払が 90 日以上滞っている貸付か、②90 日以上分の利子額が資本化、追加融資または合意により支払が猶予されている貸付、または、③延滞が 90 日未満であるが破産手続き申請がなされるなど返済が全額は行われないと疑うに足る状況にある貸付」が示されている（パラ 13.66）。ただし、各国の慣行にしたがって分類することも認めている。

² 2008SNA マニュアル上、貸借対照表の貸出に記録されるのは、貸出の元本であり、未収利息は元本に加えることが望ましいとされているが、難しい場合には未収金・未払金としての記録も認めている（パラ 13.62）。

(名目価値から個別貸倒引当金を控除したもの)で記録している。他方、一部の民間金融機関、中央銀行を含む公的金融機関および一般政府の貸出については名目価値で記録している^{3 4}。

- 金融機関および一般政府の受取利子は、決算書や財務諸表等を使用して推計。金融機関については、企業会計基準において記録されないこととなっている、ノン・パフォーミング貸付の一部⁵に係る未収利子を除き、受取利子として記録している。また、国と地方の決算書は現金主義で記録されることから、一般政府のノン・パフォーミング貸付に係る受取利子は記録されていない。

3. 検討の方向性

① 次回基準改定における対応の考え方

<○：2008SNA 勧告に沿って対応する（一部）>

- 2008SNA の勧告に従い、ノン・パフォーミング貸付を含む貸出について、主勘定においては、現行 JSNA の公正価値ではなく、名目価値で記録することとする^{6 7}。
- ノン・パフォーミング貸付に係るメモ項目については、「リスク管理債権」（参考1）と個別貸倒引当金⁸の把握が可能な金融機関（民間、公的）のみを対象⁹とし、以下のとおり記録する（参考3参照）。なお、基礎資料の制約から、メモ項目については年度末残高のみを記録する。
 - 名目貸出残高（②、③を把握可能な機関の貸出総額（ノン・パフォーミング貸付以外を含む）について集計）
 - ノン・パフォーミング貸付の名目価値（「リスク管理債権」の残高）
 - ノン・パフォーミング貸付の公正価値（②から個別貸倒引当金¹⁰を控除したもの）
- 一般政府の貸出については、以下の理由により、ノン・パフォーミング貸付に係るメモ項目を記録しない。
 - 中央政府については、財務省で公表される「国の財務書類」の貸付に係る貸倒引当金が僅少であり、またそのうちの個別貸倒引当金を把握できない。また、独立行政法人等（中央政府に分類される機関）についても一機関¹¹を除きノン・パフォーミング貸付はほとんど存在しない。

³ このほか、現行 JSNA では、海外や公的非金融法人企業からの貸出については名目価値で記録している。また、民間非金融法人企業の貸出は「四半期別法人企業統計（財務省）」（以下「四半期別法人企業統計」という。）の記録法に準じており、同調査では、貸倒引当金を控除した金額が計上されていると考えられる。なお、現行 JSNA 上、貸出を公正価値で記録している部分については、これに対応する借入（債務者側）も公正価値で計上されている。

⁴ なお、現行 JSNA では、基礎統計である「資金循環統計（日本銀行）」と同様、貸出残高を名目価値、公正価値のどちらの基準で記録した場合においても、未収利息は貸出残高ではなく、「その他の金融資産・負債」の内訳項目である「未収金・未払金等」の残高に計上されている。

⁵ 「リスク管理債権」の類型のうち「破綻先債権」と「延滞債権」にあたる貸出は、元本は償却されていないものの、（企業会計基準により）未収利子が記録されない。

⁶ 民間非金融法人企業の貸出は、基礎統計である「四半期別法人企業統計」の記録法に準じた扱いを継続。

⁷ なお、貸出（及び後述するノンパフォーミング貸付）の名目価値を記録する際、基礎資料の制約上、未収利息は計上されない扱いとなる（現行 JSNA と同様、未収利息は「その他の金融資産・負債」の内訳項目である「未収金・未払金」の残高に含まれる扱い。脚注4参照）。

⁸ 個別貸倒引当金は貸倒引当金の一部。その定義等については参考2を参照。

⁹ 金融機関以外は、「リスク管理債権」などの公表が必要ないことから、ノン・パフォーミング貸付の把握ができない。

¹⁰ ノン・パフォーミング貸付に係る貸倒引当金は、個別貸倒引当金となるため（一般貸倒引当金はパフォーミング貸付に係るものも存在する）。

¹¹ 独立行政法人等（中央政府に分類）については、中小企業基盤整備機構の一般勘定のみが該当し、2011年度末の事業貸付金+求償権（6,974億円）のうち破産更生債権等にあたるものが582億円（うち、破産更生債権等に係る貸倒引当金が493億円）。

- ー 地方政府および社会保障基金については、貸倒引当金の把握ができないものが多い。
- ・ ノン・パフォーミング貸付に係る未収利子については、基礎資料の制約から、現行と同様、民間金融機関分の一部を除いて記録しない。

② 推計方法、試算

- ・ 民間金融機関について、リスク管理債権と個別貸倒引当金の把握が可能なものとして、預金取扱機関と保険会社（うち生命保険会社および損害保険会社）を対象に集計。預金取扱機関と保険会社¹²について、2011年度末のノン・パフォーミング貸付の名目価値（リスク管理債権）は18.6兆円、うち公正価値は14.2兆円。
- ・ 公的金融機関についても、リスク管理債権と個別貸倒引当金の把握が可能なものを対象とする。ただし、リスク管理債権の把握は可能だが個別貸倒引当金の把握が困難な機関については、「金融再生法に基づく資産査定」における破産更生債権や「自己査定」における破綻先・実質破綻先債権が把握可能な場合、これに対する貸倒引当金を個別貸倒引当金の代わりに使用する¹³。上記の方法で主な公的金融機関¹⁴について集計したところ、2011年度末のノン・パフォーミング貸付の名目価値（リスク管理債権）は5.7兆円、うち公正価値は4.9兆円。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・ 「資金循環統計（日本銀行）」では、現行と同様に、2008SNA マニュアル対応後も、主勘定では、「民間金融機関貸出」は一部を除き公正価値で記録し、名目価値を参考系列として公表される予定。また、ノン・パフォーミング貸付のメモ項目については対応する予定はない。
- ・ 「本邦対外資産負債残高（財務省・日本銀行）」において貸付金は簿価で記録されている。国際収支マニュアル第6版（BPM6）への移行後も変更の予定はない。

<諸外国における対応状況>

- ・ オーストラリア
主勘定においては貸付の公正価値（個別貸倒引当金を控除したもの）を記録しており、名目価値（個別貸倒引当金を含む）については参考表で公表している。

¹² 金融庁、農林水産省、水産庁、生命保険協会のリスク管理債権に関する資料と、損害保険会社各社のディスクロージャー誌の積み上げより試算。

¹³ 「金融再生法に基づく資産査定」における破産更生債権や「自己査定」における破綻先・実質破綻先債権と、「リスク管理債権」の基準は厳密には一致しないが、「金融再生法に基づく資産査定」における破産更生債権や「自己査定」における破綻先・実質破綻先への貸出金に係わる貸倒引当金は、個別貸倒引当金の構成要素となる。

¹⁴ 住宅金融支援機構、日本政策金融公庫、地方公共団体金融機構、日本政策投資銀行、かんぼ生命、国際協力銀行、国際協力機構（有償業務）、日本学生支援機構、福祉医療機構、ゆうちょ銀行、沖縄振興開発金融公庫、日本私立学校振興・共済事業団（助成）、預金保険機構（一部貸出金のみ）。

(参考1) リスク管理債権の定義、類型

リスク管理債権は、以下の4つのタイプの合計額となる。

- ・破綻先債権…未収利息不計上貸出金のうち、更生手続き開始等の事由が生じているもの。
- ・延滞債権 …未収利息不計上貸出金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外のも
- ・3カ月以上延滞債権…元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸出債権（破綻先債権、延滞債権に該当するものを除く）
- ・貸出条件緩和債権 …経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権（上記に該当するものを除く）

(参考2) 貸倒引当金の類型

貸倒引当金は、個別貸倒引当金と一般貸倒引当金からなり、それぞれ下記のように定義される。当課題で個別貸倒引当金のみを対象とするのは、ノン・パフォーミング貸付の貸倒部分を把握するため。また、「金融再生法に基づく資産査定」における破産更生債権や「自己査定」における破綻先・実質破綻先に生じた貸倒引当金は、カバレッジがやや狭い可能性はあるが、個別貸倒引当金とほぼ同一とみなせる。

- ・個別貸倒引当金…貸し倒れに備えて個別債務者ごとに計上する引当金。対象となる債権は、当課題のノン・パフォーミング貸付含まれる。
- ・一般貸倒引当金…パフォーミング貸付（正常債権、要注意先債権）について、債務者区分ごとの過去の貸倒率などに基づき、貸し倒れに備えてその区分の債権全体に対して一括で計上する引当金。

(参考3) 表章の例

表章項目	項目の説明
貸付額(a)	ノン・パフォーミング貸付の把握が可能な金融機関の名目貸付残高総額（ノン・パフォーミング貸付以外を含む）
パフォーミング貸付(b)	(a)－(c)を計上。
ノン・パフォーミング貸付(c)	リスク管理債権（名目価値）を計上。
毀損額(d)	(d)に個別貸倒引当金を計上。
公正価値(e)	(c)－(d)を記録。

上記のような項目について公表することを検討（表章項目名については引き続き検討）。

【E04】保証（定型保証）の扱いの精緻化

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・保証を以下の3つに区分する。 ① <u>金融派生商品の形態（クレジット・デフォルト・スワップ等）をとる保証¹</u> ② <u>大数の法則²が働く定型保証</u> ③ <u>偶発性の高い個別保証</u> ・このうち①については、従前どおり、金融派生商品の取引として記録する。 ・②の<u>定型保証</u>については、<u>非生命保険と同様の形で、産出・消費、分配取引を記録するとともに、金融面の記録を行う。</u> ・③の個別保証については、従前どおり、偶発債務ととらえ、金融勘定には記録しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保証を偶発債務ととらえ、保証が実行されるまでは記録を行わない。また、保証の実行によって生じる取引フローの扱いについても明示的な指針はない。³



① 2008SNA への対応で求められる事項

- ・新たに明確化された「定型保証」について非生命保険と同様の記録を行う。
- ・具体的には、
 - (1) 定型保証を提供する機関（以下、定型保証機関という。金融機関（非生命保険）分類）の生産勘定に以下の式で計算される「産出額」を記録。これは、保証料を支払う部門、すなわち保証の対象となる貸出債権の債務者（以下、借り手という。）もしくは債権者（以下、貸し手という。）の「中間消費」ないし「最終消費支出」として記録。

$$\text{産出額} = \text{受取保証料} + \text{追加保証料}^4 - \text{債務肩代わり}$$
 - (2) 第1次所得の配分勘定に、「保険契約者に帰属する投資所得」⁵として、定型保証機関の運用資産に係る財産運用純益（追加保証料と同額）を、定型保証機関の支払、保証料（上記の受取保証料）を支払う制度部門の受取として記録。
 - (3) 所得の第2次分配勘定に、純保証料⁶を「非生命純保険料」として定型保証機関の受取及び保証料を支払う制度部門の支払に、また債務肩代わりを「非生命保険金」として定型保証機関の支払及び貸し手の受取として記録。
 - (4) 金融勘定（フロー）及び貸借対照表に、未経過保証料⁷、債務肩代わりの請求に対応するための引当金を「定型保証支払引当金」（新設項目）として、定型保証機関の負債として記録⁸。

② 主要計数への影響（概念上）

- ・GDPの増加要因（新たに定型保証を産出として捉え、家計部門がこれを最終消費する場

¹ 1993SNA については①についても明示的には記載がないが、2008SNA の中では「国民経済計算にとって新たな要素ではない」としており、1993SNA からの取扱の変更はないと解釈できる。

² 「大数の法則」とは、個々の債務者の債務不履行の可能性を推定することは不可能であるが、類似する債務をまとめて考えると、そのうち、どの程度が債務不履行になるかという可能性を推定することが可能とであり、同一の方針にそって多数発行される保証（例 住宅ローン保証）は、大数の法則が働き定型保証に該当する。

³ また、保証の産出額についても明示的な記述はない。

⁴ 定型保証機関の運用資産に係る財産運用純益と同額。

⁵ 1993SNA 「保険契約者に帰属する財産所得」から、2008SNA 「保険契約者に帰属する投資所得」に名称変更。

⁶ 純保証料とは、受取保証料+追加保証料(財産運用収益)-保証の産出額から算出され、債務肩代わりに一致。

⁷ 非生命保険に係る未経過保険料は非生命保険技術準備金に、保証に係る未経過保証料は定型保証支払引当金に計上される。

⁸ 資産側の部門については明示的な記述はないが、事例では、貸し手の属する制度部門（金融機関）となっている。

合には、家計最終消費支出を通じて GDP が増加する。）
・家計貯蓄率の変動要因

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・現行 JSNA においては、
 - －①金融派生商品の形態をとる保証は、基礎統計である資金循環統計と同様、基礎資料の制約により金融取引を記録していない。
 - －②定型保証⁹、③個別保証¹⁰については、受取保証料を産出額として記録している。これらに係る分配面（非生命保険金等）や金融面（定型保証支払引当金）の取引等については、現行 JSNA では記録していない。

3. 検討の方向性

① 次期基準改定における対応の考え方

<○：2008SNA 勧告に沿って対応する（一部）>

(1) 定型保証機関の範囲¹¹

2008SNA 勧告の定型保証機関に該当し、産出額等の推計に必要な基礎資料の入手が可能なものとして以下を抽出することを検討（引き続き、対象機関については精査）。これらについては、制度部門としては金融機関（非生命保険）に分類。

- ・全国信用保証協会
- ・農林漁業信用基金（林業信用保証制度）
- ・日本国際教育支援協会
- ・住宅ローン保証を提供する機関（以下、住宅ローン保証会社という。）
：国内銀行の関連会社、全国保証株式会社等¹²

(2) 各種取引等の記録方法

2008SNA の勧告に沿って、産出額や各種取引等を以下のように記録。

・定型保証の産出額

産出額＝受取保証料＋追加保証料¹³－債務肩代わり

⇒定型保証機関の産出額、借り手¹⁴のサービス支払（中間消費または最終消費支出）

⁹ 2008SNA の勧告における定型保証機関に該当するもので、現行 JSNA において推計対象としているのは、全国信用保証協会や農林漁業信用基金（林業信用保証制度）の提供する信用保証。これらは、制度部門としては、現行 JSNA では金融機関の「非仲介型金融機関」に分類。

¹⁰ 2008SNA の勧告における個別保証を提供する機関に該当するもので、現行 JSNA において推計対象としているのは、預金保険機構や損害保険契約者保護機構等。これらは、制度部門としては、現行 JSNA では、金融機関の「政府金融機関等」に分類。

¹¹ 保証のうちその他の形態については、①の金融派生商品の形態をとる保証の金融取引は、資金循環統計と同様に、データ制約から引き続き計上せず、2008SNA に対応しない、また③の個別保証については、引き続き産出額（受取保証料）のみを捕捉、記録する方向で検討。

¹² 国内銀行の関連会社である住宅ローン保証会社については、財務諸表が公表されていないため、現行 JSNA では捕捉していない。今般の検討に際し、複数の保証会社にヒアリングを行った結果、一部の会社について 2008SNA 勧告に従った産出額等の計算に必要な情報提供が可能ということが判明したので、推計対象に含めることとした。なお、推計ではこれらの数値を膨らませ、一国の値とする方法を検討している（3. ②参照）また、全国保証株式会社については平成 24 年上場のため、それ以降の情報が把握可能。

¹³ 財産運用純益と同額。

¹⁴ 3. ①(1)において JSNA において現時点で推計対象とする予定の定型保証機関については、保証料の支払は全てのケースで借り手が行っていると考えられることができるため、ここでは借り手がサービス支払を行うと考える。以下、保険契約者に帰属する投資所得の受取、非生命純保険料についても同様。

- ・保険契約者に帰属する投資所得（財産所得の内訳項目）
定型保証機関の運用資産の財産運用純益を記録
⇒定型保証機関の支払、借り手（非金融法人企業、家計¹⁵）の受取
- ・非生命純保険料（経常移転の内訳項目）
非生命純保険料＝受取保証料＋追加保証料－定型保証の産出額＝債務肩代わり
⇒定型保証機関の受取、借り手（非金融法人企業、家計）の支払
- ・非生命保険金（経常移転の内訳項目）
債務肩代わりに該当する財務諸表上の経理項目を記録
⇒定型保証機関の支払、貸し手（金融機関）の受取¹⁶
- ・定型保証支払引当金（金融資産・負債の内訳項目）
各機関の財務諸表等より、未経過保証料と、保証契約に基づく債務肩代わりの請求に対応するための引当金を記録
⇒定型保証機関の負債（フロー、ストック）として記録。資産側の記録方法については基礎統計となる資金循環統計の対応を踏まえ検討する。

②産出額の試算等

- ・上記3. ①(2)の計算式に沿って、現時点で2008SNA対応後の推計対象と想定している定型保証機関について産出額を試算。このうち、
 - －住宅ローン保証会社の産出額については、多数の機関が存在するため、個別に財務諸表を入手し、積算することが困難なことから、国内メガバンク系子会社と全国保証株式会社（以下、合わせて「一部住宅ローン保証会社」という。）の財務諸表の情報を入手し、産出額を推計する。同産出額を住宅ローン保証会社全体分に膨らませるため、これに、一国全体の住宅ローン残高と一部住宅ローン保証会社の保証する住宅ローン残高の比を乗じることで住宅ローン保証会社全体の産出額を推計する。
 - －全国信用保証協会についてはコスト積上げにより産出額を推計する。¹⁷
- ・上記手法に基づく現時点での暫定的な試算結果としては、定型保証の産出額は2006年度～2012年度で0.3兆円程度となる。
なお、ここでの試算対象とした定型保証機関の多くは、産出額が全て中間消費される扱いとなるので¹⁸GDPへの影響はほぼない。
- ・また、定型保証機関の負債である定型保証支払引当金は2012年度末で約3～4兆円程度と試算される¹⁹。

¹⁵ 住宅ローン保証会社、農林漁業信用基金（林業信用保証制度）に係る部分は家計に計上するとともに、全国信用保証協会に係る部分は制度部門分割（非金融法人企業か家計（個人企業））のための基礎資料に制約があることから全額を非金融法人企業に計上することを検討。次の非生命純保険料についても同様の取扱を検討。

¹⁶ 2008SNAには明示的な記述はないが、上記の記録方法をとる場合、貸し手においては、債務肩代わりのみが純貸出（＋）／純借入（－）に影響し、かつプラス要因となることから、債務肩代わりと同額の移転（経常移転もしくは資本移転）を貸し手から借り手に支払うという扱いとすることを検討。

¹⁷ 3. (2)の計算式通りに推計すると産出額がマイナスとなり結果として、定型保証機関一国全体でみてもマイナスとなることから、ここではコスト積上げによる計測を検討。

¹⁸ 住宅ローン保証会社の産出額は全額家計のうち持ち家の中間消費、全国信用保証協会等の産出額のうち家計が消費する分は個人企業の中間消費となる。また、日本国際教育支援協会の産出額に関しては家計に最終消費される扱いであるが、額は僅少である。

¹⁹ 日本銀行「2008SNAを踏まえた資金循環統計の見直しに関する最終案」（平成26年6月6日）より。同ページによれば、定型保証支払引当金（定型保証機関の負債残高）について、日本銀行においては、財務諸表が開示されている機関（全国信用保証協会等）については財務諸表から未経過保証料や保証支払引当金に係る計数を積

③今後の対応

- ・住宅ローン保証会社については、上記のとおり一部しか財務諸表の情報が把握できないため、これをより広範・的確に把握するための手法がないか検討する。
- ・このほか、定型保証支払引当金の資産側の記録方法についても、上述のとおり引き続き検討が必要。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・資金循環統計においては、現行では定型保証支払引当金をフロー、ストックともに計上していないが、2016年を目途とする2008SNA対応後は、JSNAと同様、全国信用保証協会、農林漁業信用基金（林業信用保険業務勘定）、日本国際教育支援協会、住宅ローン保証会社が提供する定型保証については、金融機関の「非生命保険」に部門分類の上、定型保証支払引当金を同部門の負債としてフロー、ストックに計上される見通しである。

<諸外国における対応状況>

- ・オーストラリア
概念上は定型保証を記録するとしつつも、実際に把握できる事例はないとしている。
- ・アメリカ
2008SNAに基づいた保証の扱いは行っていない。

み上げるとともに、財務諸表が開示されていない住宅ローン保証会社分については、独自のアンケート調査を行い、そこから得られた一部会社の住宅ローン保証残高に対する平均的な「引当率」に、一国の住宅ローン残高に乗じることで推計を行っている。

【E05】 指数連動型債務証券の扱いの精緻化

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<p>・クーポンか元本、あるいはその両方が特定の指数に連動して決定される債務証券に係る利子受払の記録方法について、以下のようにケース分け（参考1）¹。</p> <p>① <u>クーポンのみが指数に連動する場合（指数の種類に拠らない）</u> クーポンのみが同指数に連動する場合、指数の種類に拠らず連動後のクーポン支払の全額を「利子」として記録。</p> <p>② <u>広範なベースの指数（例 消費者物価指数）に連動する場合</u> (i)元本のみが同指数に連動する場合、各期中の同指数の変動に伴う元本の増減を各期の「利子」として記録する²。 ※利子を償還までの期間で通算すると正しい利子（実際の償還価額と発行価額の差）が計上できるが、期によってマイナスの利子も発生しうる。 (ii)クーポンと元本の両方が同指数に連動する場合は、利子は①と②(i)の合計として計算。</p> <p>③ <u>狭く定義された指数と連動する場合</u>³ 元本のみ、またはクーポンと元本の両方が同指数に連動する場合、<u>発生利子額は、証券発行時の想定利回りで固定して計測（証券発行時に予想された債務者の総支払額（予想された償還価額＋予想されたクーポン総額）と発行価額の差から計算）。</u><u>同指数の変動により、この固定された利子の経路から乖離した支払がなされる場合は、この乖離分は「保有利得・損失」として扱う。</u> ※想定利回りは証券発行時点で決まるので、証券発行時に予想された債務者の総支払額と実際の総支払額が異なる場合正しい利子は記録されない一方、利子がマイナスになることはない。</p>	<p>・クーポンか元本、あるいは両方が特定の指数に連動して決定される債券等の証券に係る利子受払いの記録については、指数の種類に拠らず、①クーポンが連動する場合は、連動後のクーポン支払の全額を「利子」として記録、②元本が連動する場合、各期中の指数の変動に伴う元本の増減を各期の「利子」として記録する。</p>



<p>① 2008SNA への対応で求められる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2008SNA では、1993SNA が指数連動債務証券の利子の記録方法を指数の種類にかかわらず一律に扱っていたのに対し、クーポンや元本が連動する指数が、消費者物価指数のような広範なベースの指数である場合と、狭い範囲の指標に連動する場合に分け、関連する取引フローや再評価を記録。 ・ただし、クーポンと元本の両方が外国通貨に連動するものは、この勧告の対象外である

¹ クーポンと元本の両方が、外国通貨価値に連動するものは、例外的な扱いとなる（課題 E06 参照）。
² 本勧告に係る記述には明示されていないが、債務証券が割引発行された場合の割引額は利子に含まれる。
³ 2008SNA マニュアルにおいては、指数連動型債務証券の取得の動機が、保有利得の獲得を含む場合には、③のような処理を行うことが望ましい（指数の変動による部分は保有利得・損失として扱う）としている。

(勧告 E06 の項を参照)。

② 主要計数への影響 (概念上)

- ・政府純貸出／純借入および家計貯蓄率の増減要因

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・現行 JSNA の所得支出勘定においては、指数連動型債務証券⁴に係る利子の支払及び受取は、各種の基礎統計に基づき (参考 2) のように推計されており、一部の場合 (例えば、①クーポンのみが指数に連動する債務証券に係る利子の受払、②企業会計基準に基づく財務諸表を用いた推計を行っている民間金融機関等の物価連動国債の受取利子 (一部のケースのみ⁵)) を除いて、1993SNA ないし 2008SNA マニュアルの勧告に沿った計上は行っていない。
一例えば、一般政府の物価連動国債は、2008SNA マニュアルの勧告で言う「クーポンと元本の両方が広範な指数に連動する債務証券」であるが、これに係る支払利子については、基礎資料である国の決算書等と同様、クーポンに係る利子のみを記録しており、指数の連動による元本の変動は利子として記録していない⁶。
- ・現行 JSNA の金融勘定においては、基礎統計である「資金循環統計 (日本銀行)」 (以下「資金循環統計」という。) と整合的に、指数連動型債務証券の金融取引は、額面ベースの残高の当期末残高と前期末残高の差額として推計しており、指数の変動による元本の増減は再評価勘定に記録されている。つまり、2008SNA マニュアルの勧告に沿った計上は行っていない。

3. 検討の方向性

- ・次回基準改定における対応の考え方

<× : 2008SNA 勧告に沿った対応は不可>

(1) クーポンのみが指数連動するもの

- ・2. (及び参考 2) のとおり、現行 JSNA においても、クーポンのみが指数連動する債務証券の場合については、指数連動後のクーポンが利子の受払として記録されているという点で、2008SNA 勧告に対応している。

(2) 元本のみ、または元本とクーポンの両方が広い範囲の指数に連動するもの

- ・元本部分が広範な指数に連動する債務証券 (我が国の場合、現状では物価連動国債 (クーポンと元本の両方が広範な指数に連動) が大部分を占める) について、指数連動による元本の変動分を利子として記録するという 2008SNA マニュアルの勧告への対応は、所得支出勘定、金融勘定⁷ともに、基礎資料の制約から困難であり、対応を見送る。
— 具体的には、物価連動国債や物価連動公営企業債券に係る一般政府や公的金融機関の

⁴ 我が国で発行されている指数連動型債務証券で本勧告に該当するものとしては、国 (中央政府) や地方公共団体金融機構 (公的金融機関) の発行する物価連動国債や物価連動公営企業債券が考えられる。地方公共団体金融機構の物価連動公営企業債券 (財投機関債、平成 17 年に 400 億円発行) は、物価連動国債と同様のもの (物価連動第 1 回公営企業債券は第 3 回物価連動国債、物価連動第 2 回公営企業債券は第 4 回物価連動国債と同じ扱い)。同機構の財務諸表では、通常の債券と同様に発行差金とクーポンを利子に計上しており、2008SNA で求められている処理とは異なる。

⁵ 企業会計基準によれば、物価連動国債の取得価額と取得時における指数連動後の元本が一致しているケースのみ、2008SNA の扱いと整合的である。一方、一致していないケースでは、その差に関する処理の点で 2008SNA の扱いとは異なる。

⁶ なお、物価連動国債等が割引発行された場合は、発行差金は発行年度の利子に計上。

⁷ 基礎統計である「資金循環統計」においては、2016 年を目途とする同統計の改定後も、本勧告には対応しない方針である (日本銀行「2008SNA を踏まえた資金循環統計の見直しに関する最終案」 (平成 26 年 6 月 6 日))。

支払利子のうち、指数変動による元本の変動分自体を把握ないし推計することは可能であるものの、受取側、つまり、物価連動国債の保有部門に関する情報⁸がないことから利子の受取部門の制度部門分割が困難である。

(参考情報：2008SNA 勧告に則った物価連動国債の支払利子に係るデータ)

- ・物価連動国債の消費者物価指数に連動した想定元金額（各期の物価変動に応じた増減後の元本）の増減は、財務省で公表される「国の財務書類」から年度ベースで得ることができる⁹。2004年度～2011年度の同計数を見ると、▲0.1兆円から+0.1兆円程度で推移しており、2007年度と2009年度は相対的に大きな金額となったが、これは当時の物価連動国債残高が大きかったことに加え、上記2時点について連動先である消費者物価指数（生鮮食品を除く総合指数）の変動が大きかったことが要因。なお、近年の国債全体の1年間の利払い合計の約10兆円程度¹⁰。

(3) 元本のみ、または元本とクーポンの両方が狭い範囲の指数に連動

- ・これらの債務証券の具体例としては、現状では海外部門が発行する株価等に連動する証券が多いと考えられるが、海外からの財産所得の受取（海外部門の支払）について、基礎統計である「国際収支統計（財務省・日本銀行）」（以下「国際収支統計」という。）においては2008SNAに沿った記録とはなっていないことから、対応は困難。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・「資金循環統計」においては、上述のとおり2008SNA マニュアル対応後も、本勧告に対応しない方向で検討中¹¹。
- ・「国際収支統計」においては、本勧告に対応せず、現行と同様に、指数連動型の債務証券の利子には実際に支払われたクーポンのみを計上する。

⁸ ただし、日本銀行の保有分は「日本銀行が保有する国債の銘柄別残高」や決算書から把握できる。また、現在、家計への譲渡が制限されていることから家計は同国債を保有していないが、平成28年以降に満期を迎えるものについては、平成27年1月1日以降、家計への譲渡が可能となる。

⁹ 「国の財務書類（一般会計・特別会計）」によると、クーポンを除く物価連動国債の利子は▲49億円（2004年度）、+24億円（2005年度）、▲9億円（2006年度）、+605億円（2007年度）、▲49億円（2008年度）、▲927億円（2009年度）、▲49億円（2010年度）、+133億円（2011年度）、+40億円（2012年度）。

¹⁰ なお、2013年度より元本保証付きの新たな物価連動国債の発行が再開されたが、他の国債と比べて発行量が少ない。また、当面は過去に発行された物価連動国債が償還されることとなる。

¹¹ 脚注7参照。

(参考1) 2008SNA 勧告における指数連動型債務証券に係る利子の取扱い

指数の 対象	指数の 種類	広い範囲のもの	狭い範囲のもの (外国通貨を除く)	外国通貨
クーポンのみ		(計上方法 A) クーポン支払のみが指数連動する場合、指数連動に伴う全額は、クーポンが対象とする期間に発生する利子として扱う。(パラ 17.276)		
元本のみ		(計上方法 B)¹² 期中の指数変動に伴う元本の増減を各期の利子として記録する。つまり、各期の利子を償還までの期間で通算すると正しい利子(実際の償還価額と発行価額の差)が計上できるが、期によってマイナスの利子が計上される。 (パラ 17.277(a)、17.278)	(計上方法 C) 利子は、証券発行時の想定利回りで固定して計測(証券発行時に予想された償還価額と発行価額の差から計算)。指数の動きにより、この固定された利子の経路から乖離した支払がなされる場合は、この乖離分を「保有利得・損失」として扱う ¹³ 。 証券発行時に予想された償還価額と実際の償還価額が異なる場合、正しい利子(最終的な償還価額と発行価額の差)が計上できないが、一方で、利子がマイナスになることはない。(パラ 17.277(b)、パラ 17.278)	
クーポンと元本の両方		(計上方法 A) と (計上方法 B) の利子を合算する(パラ 17.280)。	(計上方法 C) と同じ(ただし、想定利回りの計測の際は、証券発行時に予想された債務者の総支払額(償還価額+クーポン総額)を用いる)。(パラ 17.280)	クーポン支払は (計上方法 A) と同じ。為替相場等に連動した元本の増減は、保有利得・損失として記録する(E06の項参照)。(パラ 17.281)

¹² 本勧告に係る記述には明示されていないが、債務証券が割引発行された場合の割引額は利子に含まれる。

¹³ 指数に連動しないクーポンの支払がある場合には、それは利子として扱う。

(参考2) 現行 JSNA における部門別の支払利子と受取利子の記録方法

	支払	受取 (注4)
一般政府	<p>例1：物価連動国債に係る支払利子</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎統計は決算書。支払利子として連動後のクーポン分のみを記録(割引発行時は額面からの割引額を発行年度の支払利子に計上) <p>⇒物価連動国債は、クーポンと元本の両方が広範な指数に連動する債務証券であり、指数変動による元本の増減部分の記録については2008SNA マニュアルの勧告に対応していない。</p> <hr/> <p>例2：地方政府発行の指数連動型の地方債(注1)¹⁴に係る支払利子</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎統計は「地方財政統計(総務省)」。支払利子としてはクーポンを記録(割引発行時は額面からの割引額を発行年度の支払利子に計上)。 <p>⇒指数連動型の地方債でクーポンのみが指数連動するものに係る支払利子の記録については、2008SNA マニュアルの勧告に対応している。</p>	<p>例：物価連動国債に係る受取利子</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎統計は決算書。決算書ではクーポン分のみを記録 <p>⇒物価連動国債等のクーポンと元本の両方が広範な指数に連動する債務証券については、元本連動部分の記録は2008SNA マニュアルの勧告に対応していない。</p> <p>※クーポンのみが指数連動する債務証券に係る受取利子は2008SNA マニュアルの勧告に対応。</p>
民間金融機関	(把握できる事例はない)(注2)	<p>例：物価連動国債等に係る受取利子</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎統計は企業会計基準に基づく財務諸表。 <p>⇒物価連動国債については一部のケース¹⁵のみ、2008SNA マニュアルの勧告に沿った記録がなされている。</p>
公的金融機関	<p>例：物価連動公営企業債券(地方公共団体金融機構が発行)に係る支払利子</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎統計は同機関の財務諸表。支払利子としてクーポンのみを記録(割引発行時は、額面からの割引額を各年度の支払利子に計上)。 <p>⇒物価連動公営企業債券は、クーポンと元本の両方が広範な指数に連動する債務証券であり、元本連動部分の記録については2008SNA マニュアルの勧告に対応していない。</p>	<p>例：物価連動国債に係る受取利子¹⁶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎統計は各機関の財務諸表。 <p>⇒財務諸表が企業会計基準に基づく場合、物価連動国債については、一部のケース¹⁵のみ2008SNA マニュアルの勧告に沿った記録がなされている。</p> <p>⇒企業会計基準に基づかない場合、クーポンのみ記録されており、物価連動国債については2008SNA マニュアルに沿った記録がなされていない。</p>
非金融法人企業、家計	(把握できる事例はない)(注2)	<p>例：物価連動国債等に係る受取利子</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一国合計の受取利子から上記部門を控除した残差として推計。 <p>⇒結果として、クーポンのみが指数連動する債務証券を除いて、原則2008SNA マニュアルの勧告に沿った記録はなされていない。</p>
海外	<p>例：海外政府発行の物価連動国債、株価や外国為替相場等に連動する債券(注3)に係る支払利子</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎統計は「国際収支統計」。クーポンのみが利子として記録。 <p>⇒クーポンのみが指数連動する債務証券以外は2008SNA マニュアルの勧告に対応していない。</p>	<p>例：日本の発行する物価連動国債等に係る受取利子</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎統計は「国際収支統計」。クーポンのみが利子として記録。 <p>⇒クーポンのみが指数連動する債務証券以外は2008SNA マニュアルの勧告に対応していない。</p>

¹⁴ 例として、大阪府が金利(6か月 Tibor や Libor)に連動した地方債、新潟県が長短金利や為替に連動した地方債を発行しているケースがある。これらはいずれもクーポンのみが変動するものである。なお、総務省によるとデリバティブを組み込んだ地方債の平成21年2月までの累積発行額はおよそ4,200億円。

¹⁵ 物価連動国債の取得価額と取得時における指数連動後の元本が一致しているケース。

¹⁶ 中央銀行については、物価連動国債を満期保有目的有価証券(企業会計基準ではその他有価証券)とみなした処理を行っており、通常の国債と同じく、クーポン(及び発行差金)のみを計上している。このため、2008SNA マニュアルの処理方法とは異なる。

- (注1) 地方政府発行の指数連動型の地方債は、実例を見たところ 2008SNA 勧告のうち「クーポンのみが指数連動する債務証券」に該当。
- (注2) 民間金融機関と非金融法人企業について、EDINET（金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）の国内法人が提出した有価証券報告書を対象に検索したところ、「指数等の情報」で情報を開示している法人はなかった。海外法人については、複数の法人が「指数等の情報」を開示している。
- (注3) 株価や外国為替相場等に連動する債券は、「クーポン及び元本の両方が狭い指数に連動する債務証券」等に該当。
- (注4) 狭い範囲の指数（株価や外国為替相場）に元本のみ、または元本とクーポンの両方が連動するものは、企業会計基準によれば、元本の増減は利子には含まれない扱いとなり、2008SNA マニュアルの勧告には対応していない扱いとなる。

【E06】外国通貨に連動する債務証券の扱いの変更

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱いの概要
<ul style="list-style-type: none">・クーポンと元本の両方が外国通貨に連動するような債務証券は、外国通貨建ての証券であるかのように分類し、取り扱う。・利子は、当該債務証券が使用する外貨建てで当該期間中に発生し、平均為替レートで国内通貨建てに転換される。残高も、国際投資ポジションで債務証券全体の国内通貨価値を決定するために使用した期末為替レートで評価する。為替レートの動きまたは利子率の変化による債務証券の市場価値の変動は再評価として扱う。	<ul style="list-style-type: none">・為替レートの変動に起因する外国通貨建ての債務証券の元本(国内通貨換算)の変化は、保有利得・損失として扱う一方、外国通貨に連動した債務証券の場合は、他の指数連動証券と同様、こうした変化は利子として扱う。

① 2008SNA への対応で求められる事項

- ・1993SNA において外国通貨建ての債務証券とは異なる記録方法がなされていた外国通貨に連動する債務証券について、同様の取扱いを行うよう変更する。具体的には、為替レートの変動に起因する外国通貨連動債務証券の元本の変動は、利子（及び利子の再投資に伴う金融取引）として記録せず、再評価勘定に記録することが求められる¹。一方、為替レートの変動に起因する同証券の（連動後の）クーポンは、利子として記録する。

② 主要計数への影響（概念上）

- ・政府純貸出／純借入および家計貯蓄率の増減要因。

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・本勧告で言う債務証券（クーポンと元本の両方が外国通貨に連動する債務証券）のうち把握可能な事例として、我が国の場合、海外の公社が発行するユーロ円債が想定される²。これについて、現行 JSNA の実物フロー勘定（所得支出勘定）では、基礎統計である「国際収支統計（財務省・日本銀行）」や「資金循環統計（日本銀行）」と同様、利子には連動後のクーポンのみが記録され、また、金融面のフロー、ストックの勘定においては為替レートの変動による元本の増減は金融取引ではなく調整勘定(再評価勘定)に記録されている³。

3. 検討の方向性

- ・次回基準改定における対応の考え方

<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている>

- ・2. のとおり、クーポンと元本の両方が外国通貨に連動する債務証券については、把握可能なものについて、2008SNA マニュアルの勧告と整合的な記録を行っており、この取扱いを継続する。

¹ 期中の指数による元本の変動の結果は、期末の残高に反映される。このため、同変動を金融取引に記録しない場合、(債務証券の)元本の変動は調整勘定(うち再評価勘定)に記録される。

² 近年では北欧の公社が新興国通貨価値に連動した債券を発行している例がある。日本国内では、海外で発行されたユーロ円債を金融商品取引業者が取得し国内で個人投資家向けに売り出す仕組債があるが、この部分のみを集計した基礎データは存在しない。

³ 金融面の勘定は「資金循環統計」を基礎統計として推計している。同統計の推計において「国際収支統計」を利用していることから、本勧告における債務証券の扱いは「国際収支統計」の扱いに準じている。

【E07】非上場株式の評価の柔軟性

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none">非上場株式の評価方法として、複数の方法を提示する。具体的には、①直近の取引価格、②正味資産、③現在価値や株価収益率（PER）、④企業により報告された簿価を統計作成者がマクロレベルで補正する方法（企業の簿価自己資金情報を、国内類似企業の上場株価対簿価比率など適切な指標に基づく比率で調整）、⑤簿価自己資金、⑥（海外の親会社が上場しており、当該企業が未上場の場合など）親会社の時価総額のうち自国分に相当すると考えられる部分を按分する方法、等がある。	<ul style="list-style-type: none">非上場株式の価値は、収益や配当の過去の系列や将来の見通しについて比較可能な上場株式の価格を用いる（必要な場合、市場での交換可能性や流動性が低いことを考慮して下方に調整する）。



① 2008SNA への対応で求められる事項

- 非上場株式の評価方法について、単一の方法しか示していない 1993SNA の勧告に対し、2008SNA においてはより簡便な手法を含む複数の選択肢が提示されており、これらのいずれかの手法を用いて推計を行う。

② 主要計数への影響（概念上）

- なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- 現行 JSNA においては、民間部門の非上場株式の価値について、類似業種比準方式（国税庁。株価を測定する企業の配当、当期純利益、純資産の財務データ¹と、その企業と類似の業種の株価等の計数を用いて当該企業の株価を算出する方法）に類する手法を用いて推計しており、1993SNA の勧告に沿った対応を行っている。

3. 検討の方向性

- 次回基準改定における対応の考え方

<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている>

- 2. のとおり、現行 JSNA において、非上場株式の価値について、類似業種比準方式に類する手法を用いている。2008SNA マニュアルでの勧告は、JSNA で採用している類似業種比準方式の簡便な手法となっており、上記勧告概要の③および④の要素を含んでいる。このことから、本勧告には対応済と整理できる。

¹ 非上場企業の財務データについては、まず「年次別法人企業統計（財務省）」から、産業別に「配当金計（当期末）」、「当期純利益（当期末）」、「純資産（当期末）」を求め、これを上場企業と非上場企業の合計とみなし、そこから別途上場企業の財務データより求めた産業別の上場企業の配当金、当期純利益、純資産を控除したものを産業別の非上場企業の計数としている。

4. その他の留意事項

<諸外国の導入状況>

- ・オーストラリア
企業の正味資産の情報をを用いる等により非上場株式の価値を推計している。
- ・カナダ
上場株式の情報から、産業別の株式時価・簿価比率を作成。この比率を使用し、非上場株式を時価評価している。

【E08】不特定保管金口座を金融資産・負債として扱う

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱いの概要
<ul style="list-style-type: none">・不特定保管金口座を金融資産及び負債として扱う。具体的には、<u>外貨預金として扱う</u>。 ※不特定保管金口座は、特定保管金口座と異なり、口座保有者が金そのものへの権利を持たないが、金建てでの請求権を与えるものとされる（パラ 11.60） ※不特定保管金口座を通貨当局が保有する場合は、貨幣用金として扱われる（勧告 E09 参照）。	<ul style="list-style-type: none">・不特定保管金口座の取扱いに関する明示的な指針はない。



① 2008SNA への対応で求められる事項

- ・不特定保管金口座について、新たに金融資産及び負債として扱う。資産項目としては、通貨当局が保有する場合は「貨幣用金」に分類され、その他の場合外貨預金として、「現金及び預金」の「その他預金」に分類される¹。

② 主要計数への影響（概念上）

- ・なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・現行 JSNA において、「資金循環統計（日本銀行）」（以下「資金循環統計」という。）と整合的に、通貨当局²以外の我が国居住者が海外に預けている不特定保管金口座は「その他対外債権・債務」³に含まれている。一方、国内に預けられている不特定保管金口座については記録されていない。

3. 検討の方向性

- ・次回基準改定における対応の考え方

<○：2008SNA 勧告に沿って対応する（一部）>

- ・通貨当局以外の我が国の居住者が海外に預けている不特定保管金口座については、基礎統計である「資金循環統計」において、2016 年を目途とする 2008SNA マニュアル対応後、同計数を海外部門の「その他対外債権債務」（負債）から「預け金」⁴（負債）に移管することを検討中であり⁵、JSNA においてもこれに沿った対応となる。
- ・また、国内に預けられている不特定保管金口座については、「資金循環統計」において、2016 年を目途とする 2008SNA マニュアル対応の一環として新たに、決算公告や有価証券報告書で把握可能な会社分を家計の「預け金」（資産）、民間非金融法人企業の「預け金」（負債）⁶に計上する方針であり、JSNA でも同様の扱いとなる予定。なお、2012 年度末の不特

¹ 2008SNA マニュアルによれば、特定保管金口座は、通貨当局が保有する場合は「貨幣用金」、その他の場合は「貴重品」（非金融資産）として扱う。

² 通貨当局が保有する場合は勧告 E09 を参照。この課題では通貨当局以外について取り扱う。

³ 金融資産分類「その他の金融資産・負債」の内訳項目。

⁴ 「資金循環統計」の「預け金」と、JSNA の「その他の金融資産・負債」の内訳である「預け金・預り金」は同じ項目である。

⁵ 資産保有部門については引き続き検討。

⁶ 銀行が金の保管を民間非金融法人企業に委託しているケースもあるが、家計が直接民間非金融法人企業と取引を

定保管金口座残高は約 5,300 億円と試算される。

- ・なお、前述のとおり、不特定保管金口座は「外貨預金」としては計上しない方針であるが、これは「マネースtock統計（日本銀行）」における預金の範囲との整合性を踏まえたものである。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・現行の「国際収支統計（BPM5、BPM6 ベース）」、「本邦対外資産負債残高（BPM5 ベース）」（ともに財務省・日本銀行）（以下「国際収支統計」、「本邦対外資産負債残高」という。）においては、通貨当局以外の我が国の居住者が海外に預けている不特定保管金口座は同統計の「現預金⁷」項目に計上している（「国際収支統計」は 2010 年 1 月分取引より、「本邦対外資産負債残高」は 2009 年末残高より）⁸。なお、2015 年 5 月に公表される「本邦対外資産負債残高（BPM6 ベース）」についても同様の扱いとなる予定。
- ・「資金循環統計」において、通貨当局以外の我が国の居住者が海外に預けている不特定保管金口座（「国際収支統計」の「現預金」に計上している部分）は「その他対外債権債務」に計上している。2016 年を目途に行われる同統計の 2008SNA マニュアルの対応において、これを「預け金」に移管することを検討中。一方、国内に預けられている不特定保管金口座については、上述のとおり、現行では記録されていないが、新たに「預け金」に計上する方向で検討中。

行っているとみなして記録する。

⁷ 「国際収支統計」および「本邦対外資産負債残高」の「現預金」の項目に計上される。ただし、邦貨建てと外貨建ての区分は公表されていない。

⁸ それ以前は、「国際収支統計」においては「仲介貿易・その他貿易関連」（経常収支）、及び「雑投資・短期」のうち「投資用金」（資本収支）に計上されていた。また「本邦対外資産負債残高」においては、投資用金は雑投資に計上されていた。

【E09】 貨幣用金と金地金の定義の変更

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱いの概要
<ul style="list-style-type: none"> ・貨幣用金は、通貨当局（あるいは通貨当局の実効的な支配下にある他者）が所有権を持ち、<u>金地金（特定保管金口座を含む）と非居住者の提供する不特定保管金口座から構成される</u>。金融資産であり、かつ外貨準備の構成要素として保有されている金だけが貨幣用金に分類される。 ・金地金（最低 995/1,000 の純度を持つ金貨、金塊、延べ棒）は、通貨当局によって準備資産として保有される場合、対応する見合いの負債が立たない唯一の金融資産となる（計上方法は、参考 1 を参照）¹。 ・貨幣用金を「貨幣用金・SDR」の内訳として SDR と別個に表章する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・貨幣用金を所有するのは、通貨当局または通貨当局の実効的支配の下にある単位である。金融資産であり、かつ外貨準備の構成要素として保有されている金だけが貨幣用金に分類される。 ・貨幣用金は、最低 995/1,000 の純度を持つ金貨、金塊、延べ棒の形態をとる。貨幣用金は、SDR とともに、負債が立たない資産である。 ・貨幣用金は「貨幣用金及び SDR」の内数として記録される。

① 2008SNA への対応で求められる事項

- ・1993SNA では認識されていなかった不特定保管金口座（通貨当局が外貨準備として保有し、非居住者に預けているもの。以下同じ）を認識し、貨幣用金の定義を拡大する。区別が可能な場合は¹、貨幣用金のうち不特定保管金口座に対応する分のみを海外部門の負債として計上。
- ・貨幣用金を「貨幣用金・SDR」の内訳として SDR と別個に表章する（課題 E10 参照）。

② 主要計数への影響（概念上）

- ・なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・現行 JSNA では、フロー編、ストック編の各計数表²において、国内部門の資産側「貨幣用金」（及び上位項目である「貨幣用金・SDR」）の項目には「0.0」を掲載する一方、中央銀行及び中央政府部門の「その他の金融資産・負債」の内訳の「その他」（資産側）にこれらの部門が外貨準備として保有する貨幣用金を含めて計上している³。ただし、貨幣用金の一国合計は把握可能であるため、海外部門の負債側「貨幣用金」（及び「貨幣用金・SDR」）の項目には、国内部門が資産として保有している貨幣用金の額を計上している⁴（参考 2）。

¹ 2008SNA マニュアル上は、貨幣用金のうち不特定保管金口座分については、預け先である海外部門に負債を計上することが概念上必要である。しかし、「機密性の観点から（金地金と不特定保管金口座の）2つのカテゴリーを個別に公表することは不可能であるかもしれない」（パラ 17.240）と書かれており、海外部門の負債（＝貨幣用金のうち不特定保管口座分）の計上は必須ではないと解釈できる。

² ただし、ストック編付表 6「対外資産・負債残高」には、貨幣用金の国内保有額の一国計が資産として計上されている。

³ 基礎統計上、貨幣用金等の外貨準備の保有部門は特定できず、中央政府と中央銀行のそれぞれが保有する SDR、貨幣用金、IMF リザーブポジションの合計値のみ把握が可能であり、この額が両部門の「その他」に含めて計上されている。

⁴ ストック編付表 7「金融資産・負債の残高」においては、一国の貨幣用金合計額を海外部門の負債側の「貨幣用金」に計上しており、各年度末の残高（10 億円単位）は、2,282.1（2007 年度末）、2,216.7（2008 年度末）、2,559.7（2009 年度末）、2,932.8（2010 年度末）、3,360.8（2011 年度末）、3,697.7（2012 年度末）。

- ・現行 JSNA における貨幣用金の範囲については、基礎資料である「外貨準備等の状況」と整合的であり、同統計に含まれる外貨準備としての金の範囲は 2008SNA と整合的である。このため、通貨当局が保有する不特定保管金口座についても、同統計の外貨準備としての「金」、並びに JSNA の「貨幣用金」に計上されている。

3. 検討の方向性

- ・次回基準改定における対応の考え方

<○：2008SNA 勧告に沿って対応する（一部）>

- ・2. のとおり、現行 JSNA では既に、不特定保管金口座を含めた貨幣用金が、国内部門の金融資産として記録されている。ただし、現行 JSNA では、国内部門の保有する貨幣用金の見合い額の全額を海外部門の負債に計上していたが、2008SNA の勧告を踏まえ、この計上を取り止める。その際、基礎資料において、貨幣用金を金地金（特定保管金口座を含む）と不特定保管金口座に分割することができないため、不特定保管金口座分についても合わせて海外部門の負債への記録を行わない。
- ・一方、貨幣用金については、SDR と同様（E10 の項を参照）、基礎統計の制約から、保有部門（中央銀行、中央政府）ごとの保有額が把握できない（「貨幣用金・SDR」としても、保有部門に分けた表章は難しい）。このため、「貨幣用金」の上位表章項目を「貨幣用金・SDR 等」とし、「資金循環統計」における「うち金・SDR 等」（貨幣用金、SDR に IMF リザーブポジションを加えたもの。部門別の保有額が把握可能）の計数を計上する。
 - －これにより「貨幣用金・SDR 等」としては、保有部門ごとの保有額の表章が可能となる。その内訳となる「貨幣用金」「SDR」「IMF リザーブポジション」については保有部門ごとの保有額の表章は引き続き困難であるが、それぞれの国内部門保有額の合計については表章可能となる。具体的な計上方法は（参考3）を参照。

4. その他の留意事項

<基礎統計等における扱い>

- ・「外貨準備等の状況」は 2008SNA と同じ基準で作成されており⁵、同資料上の外貨準備としての「金」には不特定保管金口座が含まれている。ただし、（金地金と不特定保管金口座の）2つのカテゴリーに分割した公表とはなっていない。
- ・「国際収支統計（財務省・日本銀行）」と「本邦対外資産負債残高（財務省・日本銀行）」では、外貨準備の内訳として貨幣用金の取引額及び残高が公表されているが、保有部門に係わる情報は公表されていない。
- ・「資金循環統計（日本銀行）」も概念としては 2008SNA と整合的であるが、「貨幣用金」という単独の表章項目は存在せず、中央政府と中央銀行の「その他対外債権債務」（資産）の「うち金・SDR 等」（資産）という項目に貨幣用金、SDR、IMF リザーブポジションの合計値が計上されている。また、国内部門の保有する貨幣用金と見合いの負債は計上されていない。

<諸外国の導入状況>

- ・オーストラリア
貨幣用金の定義は勧告と同じである一方、国内の国際投資ポジション統計との整合性を図

⁵ 「外貨準備等の状況」は、“International Reserves and Foreign Currency Liquidity: Guidelines for a Data Template”（IMF 作成）に準拠して作成されている。このガイドラインは、「国際収支マニュアル第6版（BPM6）」に準拠しており、2008SNA と同様の計上方法となっている。

る観点から、貨幣用金について、海外部門の負債を擬制している。

- ・ 米国

FRB が作成する金融勘定において、貨幣用金は通貨当局の資産として記録されている。

- ・ カナダ

貨幣用金を含む外貨準備は、「Official international reserves」という項目名で公表されており、中央銀行の資産と海外の負債に同額ずつ計上されている。

(参考 1) 2008SNA マニュアルにおける貨幣用金の計上方法

(例) 100 のうち 80 が金地金、20 が不特定保管金口座の場合

	国内部門		海外部門	
	資産	負債	資産	負債
貨幣用金	100	—	—	20

注 1 概念上、上記のように記録することが必要であるが、網掛け部分については困難であれば表章の必要はない。

注 2 あくまで 2008SNA 勧告における貨幣用金の計上方法を示すものであり、これにしばられるものではなく、今後の JSNA における計上方法を示したものではない。

(参考 2) 現行 JSNA における貨幣用金の計上方法

	国内部門			海外部門	
	資産		負債	資産	負債
	中央銀行	中央政府			
貨幣用金	0.0	0.0	0.0	0.0	X+Y
...
その他	X+Z	Y+W

注 X、Y はそれぞれ中央銀行保有、中央政府保有の貨幣用金、
Z、W はそれぞれ中央銀行保有、中央政府保有のその他の資産（SDR と IMF リザーブポジションを表す）。

(参考3) 次回基準改定における貨幣用金・SDR等の計上方法案

(10億円単位)

	中央政府		中央銀行		海外		合計	
	資産	負債	資産	負債	資産	負債	資産	負債
1. 貨幣用金・SDR等	3,245.4	1,732.0	3,529.8	0.0	1,732.0	3,077.5	8,507.2	4,809.5
(1) 貨幣用金	-	0.0	-	0.0	0.0	0.0	3,697.7	0.0
(2) SDR	-	1,732.0	-	0.0	1,732.0	1,826.6	3,558.6	3,558.6
(3) IMFリザーブポジション	-	0.0	-	0.0	0.0	1,250.9	1,250.9	1,250.9
							合計＝国内部門＋海外部門	

	中央政府		中央銀行		海外		合計	
	資産	負債	資産	負債	資産	負債	資産	負債
1. 貨幣用金・SDR等	-239.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-239.0	-239.0	-239.0
(1) 貨幣用金	-	0.0	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(2) SDR	-	0.0	-	0.0	0.0	11.2	11.2	11.2
(3) IMFリザーブポジション	-	0.0	-	0.0	0.0	-250.2	-250.2	-250.2
							合計＝国内部門＋海外部門	

【E09】【E10】保有部門への分割不可能

【E09】【E10】保有部門への分割可能

【E09】0.0とする

【E09】貨幣用金の国内部門保有額計が把握

【E10】SDR純累積配分額を計上

【E10等】SDR、IMFリザーブポジションの国内保有額計が把握

【E10】SDRの配分・抹消額を計上(近年は2009年のみ)

【E10】特別引出権（SDR）の負債の認識

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱いの概要
<ul style="list-style-type: none"> ・国際通貨基金（IMF）が発行する特別引出権（SDR）について、<u>SDR を保有する国の資産、制度参加国全体に対する請求権として扱う（当該国以外の制度参加国を集合的に示すものとして海外部門の負債に見合いの額を記録）</u>。 ・国内部門の資産側には、ストックとして SDR 保有残高（SDR Holdings）を記録する。SDR の保有残高は、他の制度参加国との間の売買（邦貨・外貨と SDR の交換等）や IMF からの SDR の配分・抹消により増減し、それらによる増減は金融取引（フロー）として記録する。一方、<u>国内部門の負債側には、フローでは SDR の配分・抹消、ストックでは当該期までに受けた SDR の配分・抹消の純累積額である SDR 純累積配分額（SDR Net cumulative allocation）を記録する¹</u>。 ・SDR を「貨幣用金・SDR」の内訳として貨幣用金と別個に表章する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・SDR は、貨幣用金とともに、相当する負債のない金融資産である（海外部門の SDR 項目には資産、負債とも何も記録しない）。 ・SDR の配分及び抹消は、金融取引ではなく、その他の資産量変動勘定で記録する（国内部門の負債への計上は勧告されていない）。 ・SDR は「貨幣用金・SDR」の内数として記録される。



<p>① 2008SNA への対応で求められる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内の SDR 制度参加者が含まれる部門（中央銀行、中央政府）の「SDR」（負債）に、<u>ストックとしては当該期までの SDR の配分・抹消の結果としての純累積配分額を、フローとしては当該期における SDR の配分・抹消額を記録する（1993SNA では国内部門の負債は、ストック、フローともに計数を計上しない）</u>。 ・IMF からの SDR の配分・抹消による国内部門が保有する「SDR」（資産）残高の増減は、<u>金融取引として記録する（1993SNA では調整勘定（その他の資産量変動勘定）に計上）</u>。 ・ストック、フローともに、<u>海外部門（自国以外の制度参加国）の「SDR」の資産、負債それぞれに、国内部門の「SDR」の負債、資産とそれぞれ見合いの額を計上する（1993SNA では、海外部門の資産、負債は、ストック、フローともに計数を計上しない）</u>。 ・SDR を「貨幣用金・SDR」の内訳として貨幣用金と別個に表章する。 <p>② 主要計数への影響（概念上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・国内部門の SDR の資産側計数の記録
国内部門の SDR の資産側は、金融関連の計数表（フロー編付表 25・ストック編付表 7 等）では、フロー・ストックとも以下のように記録している²。
－基礎統計の制約から、「SDR」（資産）（及び上位項目の「貨幣用金・SDR」）の項目には

¹ 国内部門の「SDR」（負債）の見合い額を海外部門の「SDR」（資産）に記録することも必要。

² ただし、ストック編付表 6「対外資産・負債残高」には、SDR の国内保有額の一国計が資産として計上されている。

「0.0」を掲載する一方、中央銀行及び中央政府の「その他の金融資産」の内訳の「その他」（資産）にこれらの部門が保有する SDR を含めて計上している³。IMF による SDR の配分・抹消⁴に伴う国内部門の SDR 保有額の増減を金融取引として中央政府の「その他」（資産）に含めて計上している。

—また、これと見合いの額が、海外部門の「SDR」（負債）の項目に計上されている。

・国内部門の SDR の負債側計数の記録

国内部門の SDR 負債側は、金融関連の計数表（フロー編付表 25・ストック編付表 7 等）では、以下のように記録している。

—フローでは、IMF による SDR の配分・抹消額が中央政府の「その他対外債権・債務」（負債）に、ストックでは純累積配分額が中央政府の「その他対外債権・債務」（負債）にそれぞれ含めて計上されている。⁵

—また、それぞれ、これと見合いの額が、海外部門の「その他対外債権・債務」（資産）に含めて計上されている。

3. 検討の方向性

・次回基準改定における対応の考え方

<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている（一部）>

・上記 2. のとおり、現行 JSNA においては、国内部門の SDR の資産・負債及び、これと見合いの海外部門の SDR の負債・資産を記録しているという点では 2008SNA の勧告に対応済と整理できる。

・フローの SDR の配分・抹消（ストックでは純累積配分額⁶）については、中央政府の「SDR」（負債）に計上し、その見合いの額を海外部門の「SDR」（資産）に計上する（現行 JSNA における計上項目である「その他対外債権・債務」から移管）。同計上額については（参考 1）を参照。

・一方、中央政府と中央銀行ともに SDR を保有しうるため、SDR 保有額（国内部門の資産）については部門分割が必要となるが、貨幣用金と同様（E09 の項を参照）、基礎資料の制約から引き続き困難である（「貨幣用金・SDR」としても、保有部門に分けた表章は難しい）。このため、「貨幣用金」の上位表章項目を「貨幣用金・SDR 等」とし、「資金循環統計」における「うち金・SDR 等」（貨幣用金、SDR に IMF リザーブポジションを加えたもの。部門別の保有額が把握可能）の計数を計上する。

—これにより「貨幣用金・SDR 等」としては、保有部門ごとの保有額の表章が可能となる。その内訳となる「貨幣用金」「SDR」「IMF リザーブポジション」については保有部門ごとの保有額の表章は引き続き困難であるが、それぞれの国内部門保有額の合計については表章可能となる。

・以上、具体的な表章イメージは（参考 2）及び勧告 E09 の（参考 3）を参照。

³ E09 の貨幣用金と同様、基礎資料上、SDR の保有部門は特定できない（中央政府、中央銀行それぞれが保有する SDR、貨幣用金、IMF リザーブポジションの合計値のみが把握）。

⁴ IMF による SDR の配分については 2009 年に約 30 年ぶりに行われた。

⁵ 2009 年の SDR 配分に際して、IMF から各国に対して、国際収支統計（及び国際投資ポジション）における SDR の記録方法について、2008SNA やこれと整合的な「国際収支マニュアル第 6 版（BPM6）」を踏まえ SDR の配分・抹消を金融取引（フロー）記録するとともに、純累積配分額を負債残高（ストック）に記録するよう要請があり、我が国の「国際収支統計（財務省・日本銀行）」等においてもこれに合わせた記録方法の変更が行われた（2009 年第 3 四半期以降）。JSNA においてもこれらの基礎統計と整合的な記録方法となっている。

⁶ 各年度末の中央政府の「SDR」（負債）残高（10 億円単位）は、146（2007 年度末）、131（2008 年度末）、1,740（2009 年度末）、1,614（2010 年度末）、1,564（2011 年度末）、1,732（2012 年度末）となる（参考 1 参照）。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・「国際収支統計（財務省・日本銀行）」、「本邦対外資産負債残高（財務省・日本銀行）」（いずれも BPM6 ベース）において、SDR の我が国の資産・負債への計上方法は、2008SNA と整合的である。
- ・2014 年 6 月の改定以降、「資金循環統計（日本銀行）」においても 2008SNA と整合的な計上方法となっている。ただし、国内部門の資産としての SDR に関しては、「SDR」という単独の表章項目ではなく、中央政府と中央銀行の「その他対外債権債務」（資産）の「うち金・SDR 等」（資産）という項目に貨幣用金、IMF リザーブポジションとの合計値を計上している。国内部門の負債としての SDR に関しては、中央政府の「うち金・SDR 等」（負債）に計上している⁷。これら国内部門の SDR 資産および負債の見合い額は、海外部門に計上される扱いとなっている。

<諸外国の導入状況>

- ・オーストラリア
本勧告に対応している。SDR の配分（負債に記録）は中央政府に、SDR の資産は中央銀行（Reserve Bank of Australia）に計上され、見合の額が海外部門の資産および負債に計上される。
- ・米国
本勧告に対応している。連邦政府と海外に “SDR Holdings” と “SDR Allocated” の項目があり、2008SNA と整合的に記録されている。
- ・カナダ
SDR を含む外貨準備は、「Official international reserves」という項目名で公表されており、中央銀行の資産と海外の負債に同額ずつ計上されている。

（参考 1）我が国の SDR の状況

（10 億円単位）

		2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度
残高	資産	334.7	316.0	290.1	1,894.4	1,760.1	1,637.6	1,826.6
	負債 SDR 純累積配分額	158.9	145.7	131.0	1,739.6	1,613.5	1,563.7	1,732.0
取引	資産	11.6	9.9	6.5	1,682.7	3.0	-71.4	11.2
	負債 SDR 配分	0.0	0.0	0.0	1,681.7	0.0	0.0	0.0
調整	資産	16.7	-28.6	-32.4	-78.4	-137.3	-51.1	177.9
	負債	8.1	-13.2	-14.7	-73.1	-126.1	-49.8	168.3

⁷ 国内部門の負債側の「うち金・SDR 等」には、SDR のみが記録される。

(参考2)

「特別引出権(SDR)の負債の認識」に係る記録方法(赤字が、2008SNA対応によるJSNA記録方法の変更点)

・ストック X:SDR保有額、Y:SDRの純累積配分額、【記録される金融資産項目／制度部門】

		国内部門		海外部門	
		資産	負債	資産	負債
国連マニュアル	1993SNA	X 【SDR／保有部門】	0	0	0
	2008SNA	X 【SDR／保有部門】	Y 【SDR／国内の制度参加者】	Y 【SDR／海外】	X 【SDR／海外】
JSNA	現行JSNA	X 【その他／中央銀行、中央政府】	Y 【その他対外債権・債務 ／中央政府】	Y 【その他対外債権・債務 ／海外】	X 【SDR／海外】
	2008SNA対応案	X 【貨幣用金・SDR等／中央銀行、中央政府】	Y 【SDR／中央政府】	Y 【SDR／海外】	X 【SDR／海外】

(注)「国内の制度参加者」は、SDRの制度に参加しており、IMFよりSDRの配分を受入れた国内部門のこと。我が国では中央政府が該当する。

・フロー A:他の制度参加国との売買取引(例:SDRと外貨との交換)、B:IMFによるSDRの配分・抹消、【記録される金融資産項目／制度部門】

		国内部門		海外部門	
		資産	負債	資産	負債
国連マニュアル	1993SNA	A 【SDR／保有部門】	0	0	0
	2008SNA	A+B 【SDR／保有部門】	B 【SDR／国内の制度参加者】	B 【SDR／海外】	A+B 【SDR／海外】
JSNA	現行JSNA	A+B 【その他／中央銀行、中央政府】	B 【その他対外債権・債務 ／中央政府】	B 【その他対外債権・債務 ／海外】	A+B 【SDR／海外】
	2008SNA対応案	A+B 【貨幣用金・SDR等／中央銀行、中央政府】	B 【SDR／中央政府】	B 【SDR／海外】	A+B 【SDR／海外】